

Z—70—E 〔第一問〕 相続税法 解答速報

〔 問1の解答は1枚目から3枚目の所定の箇所に、  
問2の解答は4枚目から5枚目に記入しなさい。 〕

問1 (1)

Aが小規模宅地等の特例を適用するための手続 <sup>③</sup>
小規模宅地等の特例の規定は、税務署長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、
相続税の期限内申告書（期限後申告書及び修正申告書を含む。）に、この規定の適用を受けよう
とする旨を記載し、計算の明細書その他一定の書類の添付がある場合に限り、適用する。

問 1 (2)

① 特別寄与料に係る規定が設けられている理由③
特別寄与料は相続人以外の親族から相続人に対し請求するものであり、被相続人から相続
又は遺贈により取得した財産ではないものの、相続人と療養看護をした親族との間の協議等
により定まることから被相続人の死亡と密接な関係を有し、経済的には遺産の取得に近い性質
を有するため、特別寄与料については被相続人から遺贈により取得したものとみなして相続
税を課税することとしている。
② Dの相続税の課税価格及び税額の計算と申告手続について
イ 相続税の課税価格（みなし遺贈）④
特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合には、その特別
寄与者が、その特別寄与料の額に相当する金額をその特別寄与者による特別の寄与を受けた
被相続人から遺贈により取得したものとみなす。
ロ 相続税の税額（相続税額の2割加算）④
相続又は遺贈により財産を取得した者が被相続人の一親等の血族（代襲して相続人となった
その被相続人の直系卑属を含む。）及び配偶者以外の者である場合においては、その者に係る
相続税額は、算出相続税額にその $\frac{20}{100}$ に相当する金額を加算した金額とする。
ハ 申告手続（相続税の期限内申告）④
特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したことにより、新たに期限内申告書
を提出すべき要件に該当することとなった者は、その事由が生じたことを知った日の翌日から
10月以内（その者が納税管理人の届出をしないでその期間内に法施行地に住所及び居所を有し
ないこととなるときは、その住所及び居所を有しないこととなる日まで。）に期限内申告書を
納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

問 1 (3)

① B及びCの取ることができる申告等の手続（相続税の更正の請求） ⑦
相続税について申告書を提出した者は、次のいずれかの事由によりその申告に係る課税価格及び相続税額が過大となったときは、それぞれの事由が生じたことを知った日の翌日から4月以内に限り、納税地の所轄税務署長に対し、更正の請求をすることができる。
イ 未分割遺産に対する課税の規定により分割されていない財産について民法（寄与分を除く。）の規定による相続分又は包括遺贈の割合に従って課税価格が計算されていた場合において、その後その財産の分割が行われ、共同相続人又は包括受遺者がその分割により取得した財産に係る課税価格がその相続分又は包括遺贈の割合に従って計算された課税価格と異なることとなったこと。
ロ 特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定したこと。
② B及びCの課税価格の計算（債務控除） ⑤
特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額がその特別寄与者に係る課税価格に算入される場合においては、その特別寄与料を支払うべき相続人が相続又は遺贈により取得した財産及び相続時精算課税適用財産については、その相続人に係る課税価格に算入すべき価額は、その財産の価額からその特別寄与料の額のうちその者の負担に属する部分の金額を控除した金額による。

問 2

代物弁済が行われたことにより、贈与税の課税が問題となる場合については、以下のとおり
である。
(1) 土地Zの価額が金銭債権の残額を超える場合④
土地Zの価額と金銭債権の残額との差額に相当する金額は、債務者Yから債権者Xへ経済的 利益の移転があったものとし、その金額については低額譲受益として贈与税が生じる。
① 関連する条文④
著しく低い価額の対価で財産の譲渡を受けた場合においては、その財産の譲渡があった 時において、その財産の譲渡を受けた者が、その対価とその譲渡があった時におけるその 財産の時価との差額に相当する金額をその財産を譲渡した者から贈与（その財産の譲渡が 遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。
② 趣 旨②
低額譲渡があった場合における財産の時価と対価との差額は、実質的な贈与と言える ため、課税の公平の見地から、贈与又は遺贈とみなして課税することとしている。
(2) 土地Zの価額が金銭債権の残額に満たない場合④
土地Zの価額と金銭債権の残額との差額に相当する金額は、債権者Xから債務者Yへ経済 的利益の移転があったものとし、その金額については債務免除益として贈与税が生じる。
① 関連する条文④
対価を支払わないで、又は著しく低い価額の対価で債務の免除、引受け又は第三者のため にする債務の弁済（以下「債務の免除等」という。）による利益を受けた場合においては、 その債務の免除等があった時において、その債務の免除等による利益を受けた者が、その 債務の免除等に係る債務の金額に相当する金額をその債務の免除等をした者から贈与 （その債務の免除等が遺言によりなされた場合には、遺贈）により取得したものとみなす。
② 趣 旨②
債務の免除等があった場合におけるその免除等により受けた利益の額は、実質的な贈与 と言えるため、課税の公平の見地から、贈与又は遺贈とみなして課税することとしている。



Z-70-E [第二問] 相続税法 解答速報

1 各相続人等の相続税の課税価格の計算

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地H	配偶者乙	98,592,000①	$(400,000 \times 1.00 + 360,000 \times 1.00 \times 0.03) \times 300\text{m}^2 = 123,240,000$ ① I部分 $123,240,000 \times \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2} \times 0.6 = 36,972,000$ ① ② J部分 $123,240,000 \times \frac{150\text{m}^2}{300\text{m}^2} = 61,620,000$ ③ ①+②=98,592,000
家屋L	配偶者乙	10,000,000	$10,000,000 \times 1.0 = 10,000,000$
宅地M	孫F	60,729,200①	① $350,000 \times \text{※}^1 1.00 \times \text{※}^2 0.92 \times 230\text{m}^2 = 74,060,000$ ② $74,060,000 \times (1 - 0.6 \times 0.3) = 60,729,200$ ※1 $\frac{230\text{m}^2}{14\text{m}} = 16.42\cdots\text{m} < 20\text{m} \quad \therefore 16.42\cdots\text{m} \rightarrow 1.00$ ※2 $\frac{360\text{m}^2 - 230\text{m}^2}{18\text{m} \times 20\text{m} (=360\text{m}^2)} = 36.11\cdots\% \quad \therefore 0.92$ ①
家屋N	孫F	5,440,000	$8,000,000 \times 1.0 \times (1 - 0.3) = 5,600,000$ ① $5,600,000 - \text{※}160,000$ ① = 5,440,000 ※ 預かり保証金

## (1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
宅地Q	養子D	100,881,000①	$(300,000 \times 1.00 + 300,000 \times 0.95 \times 0.02) \times 330\text{m}^2 = 100,881,000$ ① 1 F $100,881,000 \times \frac{165\text{m}^2}{330\text{m}^2} = 50,440,500$ ② 2 F $100,881,000 \times \frac{165\text{m}^2}{330\text{m}^2} = 50,440,500$ ① ※ $330\text{m}^2 \times \frac{120\text{m}^2}{120\text{m}^2 + 120\text{m}^2} = 165\text{m}^2$ ③ ①+②=100,881,000
家屋R	養子D	12,000,000①	$12,000,000 \times 1.0 = 12,000,000$ ① 1 F $12,000,000 \times \frac{120\text{m}^2}{120\text{m}^2 + 120\text{m}^2} = 6,000,000$ ② 2 F $12,000,000 \times \frac{120\text{m}^2}{120\text{m}^2 + 120\text{m}^2} = 6,000,000$ ③ ①+②=12,000,000
宅地S	次男C	65,600,000①	$82,000,000 \times \frac{80}{100} = 65,600,000$
T社株式	配偶者乙 次男C	8,962,800① 720,000①	<評価方法の判定> $\frac{\text{乙}11\text{個} + \text{C}4\text{個} + \text{G}21\text{個} + \text{丁}2\text{個}}{100\text{個}} = 38\% \geq 30\% \therefore \text{同族株主等}$ $\frac{\text{乙}11\text{個}}{100\text{個}} = 11\% \geq 5\% \therefore \text{原則的評価方式①}$ $\frac{\text{C}4\text{個}}{100\text{個}} = 4\% < 5\%$ 、役員でない $\frac{\text{C}4\text{個} + \text{乙}11\text{個} + \text{丁}2\text{個}}{100\text{個}} = 17\% < 25\%$ $\frac{\text{丁}2\text{個} + \text{乙}11\text{個} + \text{C}4\text{個} + \text{G}21\text{個}}{100\text{個}} = 38\% \geq 25\%$ $\therefore$ <u>他に中心的な同族株主(丁)がいるため配当還元方式①</u>

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
			<p data-bbox="678 1048 1023 1079">&lt; 1株当たりの価額の計算 &gt;</p> <p data-bbox="678 1106 919 1137">① 原則的評価方式</p> $3,452 - 100 \text{㊟} = 3,352$ $3,352 \times \text{※}^1 0.75 + \text{※}^2 6,240 \times (1 - 0.75) = 4,074$ <p data-bbox="730 1281 1091 1312">※ 1 <math>0.6 &lt; 0.75 \therefore 0.75 \text{㊟}</math></p> <p data-bbox="730 1330 1066 1393">※ 2 <math>7,800 \times \frac{80}{100} = 6,240 \text{㊟}</math></p> <p data-bbox="730 1411 1118 1442">乙 <math>4,074 \times 2,200 \text{株} = 8,962,800</math></p> <p data-bbox="678 1469 895 1500">② 配当還元方式</p> $\frac{10,000,000}{50} = 200,000 \text{株}, \frac{10,000,000}{20,000 \text{株}} = 500$ $\frac{\text{※}^9 500}{10\%} \times \frac{500}{50} = 900 < 4,074 \text{㊟} \therefore 900$ <p data-bbox="730 1662 1426 1724">※ <math>\frac{(1,800,000 - 200,000 + 2,000,000) \div 2}{200,000 \text{株}} = 9 \geq 2.5 \therefore 9 \text{㊟}</math></p> <p data-bbox="730 1742 1038 1774">C <math>900 \times 800 \text{株} = 720,000</math></p>



## (1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
貸付金	配偶者乙	16,115,200①	$16,000,000 + 16,000,000 \times 1.2\% \times \frac{219\text{日}}{365\text{日}} = 16,115,200$
宅地V	配偶者乙	—	— <u>譲渡担保は評価しない</u> ①
W社株式	長女B	15,160,000①	$772,640 \times (1 + 0.2) - 50 \times 0.2 = 758,770,777 \quad \therefore 758$ $758 \times 20,000\text{株} = 15,160,000$

(1) 遺贈により取得した個々の財産の価額の計算 (続き)

(単位:円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
( )			
X社転換社債	長女B	20,030,000①	$\begin{aligned} & \ast 1,188 \leq 1,250 \\ & \ast 1,280、1,300、1,230、1,188 \quad \therefore 1,188 \\ & 100 + 100 \times 0.50\% \times \frac{146 \text{日}}{365 \text{日}} \times (1 - 20.315\%) = 100.15 \text{(銭未満切捨)} \\ & 100.15 \times \frac{20,000,000}{100} = 20,030,000 \end{aligned}$

(2) 小規模宅地等の特例の計算

(単位：円)

① 減額単価 (対象宅地等及び減額割合①)

宅地H (I部分) ㊦(乙)  $\frac{36,972,000}{150\text{m}^2} \times 80\% = 197,184$  → 3 順位

宅地H (J部分) ㊦(乙)  $\frac{61,620,000}{150\text{m}^2} \times 80\% = 328,640$  → 1 順位

宅地Q ㊦(D)  $\frac{50,440,500}{165\text{m}^2} \times 80\% = 244,560$  → 2 順位

② 有利選択

乙取得の特定居住用宅地等300㎡、D取得の特定事業用宅地等165㎡を選択 (完全併用) ①

③ 減額計算

宅地H  $197,184 \times 150\text{m}^2 + 328,640 \times 150\text{m}^2 = 78,873,600$

宅地Q  $244,560 \times 165\text{m}^2 = 40,352,400$

特例適用対象財産	取得者	課税価格から減額される金額 (単位：円)
宅地H	配偶者乙	78,873,600①
宅地Q	養子D	40,352,400①

(3) 分割財産の価額の計算

(単位：円)

$$160,000,000 - \text{※}^1 3,000,000 + \text{※}^2 80,000 = \underline{157,080,000} \text{①}$$

※1 墓地は相続税の非課税

※2 未収家賃

乙	}	157,080,000 ×	{	$\frac{1}{2}$	=78,540,000
C				$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	=19,635,000
D				$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	=39,270,000
E				$\frac{1}{2} \times \frac{1}{4}$	=19,635,000

①

(4) 課税価格から控除すべき債務及び葬式費用

(単位：円)

債務及び葬式費用	負担者	金額	計算過程
債務	配偶者乙	△ 3,000,000	$3,160,000 - \text{※}^1 160,000 \text{①} = 3,000,000$ ※ 預かり保証金 (負担付遺贈)
葬式費用	配偶者乙 長女B 次男C	△ 1,000,000 △ 1,000,000 ① △ 1,000,000	$3,000,000 \div 3 = 1,000,000$

## (5) 相続又は遺贈によるみなし取得財産の価額の計算

(単位：円)

財産の種類	取得者	課税価格に算入される金額	計 算 過 程
生命保険金等	配偶者乙 次男C 長女B	15,080,000① 17,000,000① 3,000,000①	15,000,000+※80,000=15,080,000 ※ 前納保険料 20,000,000-※3,000,000=17,000,000 ※ 契約者貸付金
同上の非課税金額	配偶者乙 次男C	△11,751,870 △13,248,130	① $5,000,000 \times 5 \text{人} = 25,000,000$ ① ② $15,080,000 + 17,000,000 = 32,080,000$ ③ ① < ② ∴ 25,000,000 乙 } $25,000,000 \times \left\{ \begin{array}{l} \frac{15,080,000}{32,080,000} = 11,751,870 \\ \frac{17,000,000}{32,080,000} = 13,248,130 \end{array} \right.$ (算式①) C } Bは相続人でないため適用なし
(生命保険契約に関する権利)	養子D	2,000,000①	$3,000,000 \times \frac{2}{3} = 2,000,000$
(保証期間付定期金に関する権利)	次男C	3,716,250①	① 7,000,000 ② $1,500,000 \times 4.955 = 7,432,500$ ③ ① < ② ∴ <u>7,432,500</u> ① $7,432,500 \times \frac{1}{2} = 3,716,250$
(結婚・子育て資金に係る管理残額)	養子E	2,880,000①	$(10,000,000 - 2,800,000) \times \frac{4,000,000}{4,000,000 + 6,000,000} = 2,880,000$

## (6) 課税価格に加算する贈与財産(暦年贈与財産)価額の計算

(単位：円)

贈与年分	受贈者	加算される贈与財産価額	計算過程
平成27年	養子E	—	相続開始前3年超の贈与財産のため加算なし
平成30年	長女B	2,000,000①	

## (7) 各相続人等の課税価格の計算

(単位：円)

相続人等 区分		配偶者乙	次男C	養子D	養子E	長女B	孫F
遺贈による取得財産		54,796,400	66,320,000	72,528,600		35,190,000	66,169,200
分割財産		78,540,000	19,635,000	39,270,000	19,635,000		
みなし取得財産		3,328,130	7,468,120	2,000,000	2,880,000	3,000,000	
債務 ・ 葬式費用	債務	△3,000,000					
	葬式費用	△1,000,000	△1,000,000			△1,000,000	
生前贈与財産の 加算額					—	2,000,000	
課税価格 (千円未満切捨て)		132,664,000	92,423,000	113,798,000	22,515,000	39,190,000	66,169,000

2 納付すべき相続税額の計算

(1) 相続税の総額の計算

(単位：円)

課税価格の合計額		遺産に係る基礎控除額		課税遺産額
466,759 千円		30,000+6,000×5人=60,000① 千円		406,759 千円
法定相続人	法定相続分	法定相続分に応ずる取得金額		相続税の基となる税額
配偶者乙	$\frac{1}{2}$	203,379		64,520,550
長女B	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40,675		6,135,000
次男C	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	40,675		6,135,000
養子D	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5} + \frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	81,351		17,405,300
養子E	$\frac{1}{2} \times \frac{1}{5}$	①	40,675	6,135,000
合計	5人	1		(100円未満切捨て) 100,330,800円

(2) 各相続人等の納付すべき相続税額の計算

(単位：円)

相続人等		配偶者乙	次男C	養子D	養子E	長女B	孫F
区分							
算出税額		28,516,397	19,866,512	24,461,112	4,839,645	8,423,970	14,223,161
加算 又は 減算	相続税額の 2割加算額				844,116		2,844,632
	贈与税額控除額 (暦年課税分)					△ 194,000	
	配偶者の 税額軽減額	△ 28,516,397					
	未成年者控除		△ 300,000				
	障害者控除					△ 7,360,000	
納付税額 (百円未満切捨て)		0	19,566,500	24,461,100	5,683,700	869,900	17,067,700

(注) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算過程は次の(3)に記載する。

(3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算

(単位：円)

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
相続税額の2割加算額	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">養子 E</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">孫 F</div> <b>①</b>	<p style="text-align: center;">844,116</p> <p style="text-align: center;">2,844,632</p>	$(4,839,645 - ※619,061) \times \frac{20}{100} = 844,116 \quad (\text{算式①})$ $※ \quad 4,839,645 \times \frac{2,880,000}{22,515,000} = 619,061$ $14,223,161 \times \frac{20}{100} = 2,844,632$
贈与税額控除額 (暦年課税分)	長女 B	△ 194,000	$(2,000,000 + 23,000,000 - ※20,000,000 - 1,100,000) \times 15\% - 100,000 = 485,000$ $※ \quad 23,000,000 \geq 20,000,000 \quad \therefore \quad 20,000,000$ $485,000 \times \frac{2,000,000}{2,000,000 + 23,000,000 - 20,000,000} = 194,000 \quad \text{①}$



## (3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算 (続き)

(単位:円)

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
配偶者の税額軽減額	配偶者乙	△ 28,516,397	① 28,516,397 ②イ $466,759,000 \times \frac{1}{2} = 233,379,500 \geq 160,000,000$ $\therefore 233,379,500$ ロ 132,664,000 ハ イ > ロ $\therefore 132,664,000$ ニ $\frac{100,330,800 \times \text{ハ}}{466,759,000} = 28,516,397$ ③ ① ≤ ②ニ $\therefore 28,516,397$ (算式①)
未成年者控除額	次男C 孫F	△ 300,000 —	$100,000 \times (20\text{歳} - 17\text{歳}) = 300,000$ <u>法定相続人でないため適用なし①</u>

## (3) 相続税額の2割加算額及び控除額の計算(続き)

(単位:円)

加算及び控除項目	対 象 者	金 額	計 算 過 程
障害者控除額	長女B	△ 7,360,000	① $200,000 \times (85\text{歳} - 45\text{歳}) = 8,000,000$ ❶ ② $① + 100,000 \times \text{※}^1 20\text{年} - \text{※}^2 2,640,000 = 7,360,000$ ※1 H12.10.22 ~ R2.6.1 19年7月 → 20年 ※2 $60,000 \times (70\text{歳} - 26\text{歳}) = 2,640,000$ ③ $① > ② \therefore 7,360,000$ ❶

# 第70回 税理士試験 相続税法 講評

## 第一問

問1 「特別寄与者に対する特別寄与料」をメインテーマとした事例形式の出題でした。前回までの試験同様、改正項目を重視した出題であったこともあり、大半の受験生が準備をしていた論点であったため、メインテーマについてどれだけ記述できたかが合否を分ける大きなポイントとなりそうです。ネットスクールにおいては、直前答練（ラストスパート模試）でも同テーマについて出題していたことから、問の(2)及び(3)で8割程度の得点を期待したいところです。

また、(1)では小規模宅地等の特例の適用手続に該当する理論集から解答を作成しましたが、期限内申告書の共同提出時において「申告期限後3年以内の分割見込書」の提出が要件にもなりますので、その部分まで触れることができればより良い解答とはなります。ただ、その記述がなくても合格点を確保できると考えられます。なお、解答時間の目安は30分～35分程度です。

問2 「みなし贈与」の課税をテーマとした事例形式の出題でした。代物弁済という民法の改正事項と絡ませた出題であったことも特徴と言えますが、問題文中の表現「土地Zの譲渡」や「金銭債権を消滅」というキーワードから、低額譲受益や債務免除益のみなし贈与規定について当たりを付けることができた受験生もいたと思われます。ただし、贈与税の課税が問題となる場合についての説明において、これら両方の課税上の問題を列挙し、関連条文及びその趣旨を完答するのは難しいと思われるので、いずれか一方、さらには、作文に近い形で説明できていれば、十分合格点を確保できると考えられます。なお、解答時間の目安は15分～20分程度です。

## 第二問

全体的にボリュームが多く、しっかりとした問題の読み取りが必要だったため、解きにくいという印象を受ける計算問題でした。解答時間の目安は75分程度ですが、理論の解答時間とのバランスを考えると最終納付税額まで求められているかどうかポイントとなるでしょう。

なお、主要項目の難易度を示すと、以下のとおりです。【◎得点すべき⇔△間違えてもOK】

財産評価	宅地H・家屋L／○	宅地M・家屋N／○	宅地Q・家屋R／◎	宅地S／◎
	T社株式／○	貸付金・宅地V／△	W社株式／◎	X社転換社債／△
その他	分割財産／◎	債務控除／◎	生命保険金／◎	生保権利等／○
	管理残額／△	生前贈与加算／◎	法定相続人の数／◎	2割加算／△
	贈与税額控除／○	配偶者税額軽減／◎	未成年者控除／◎	障害者控除／△

## 合格ボーダーライン

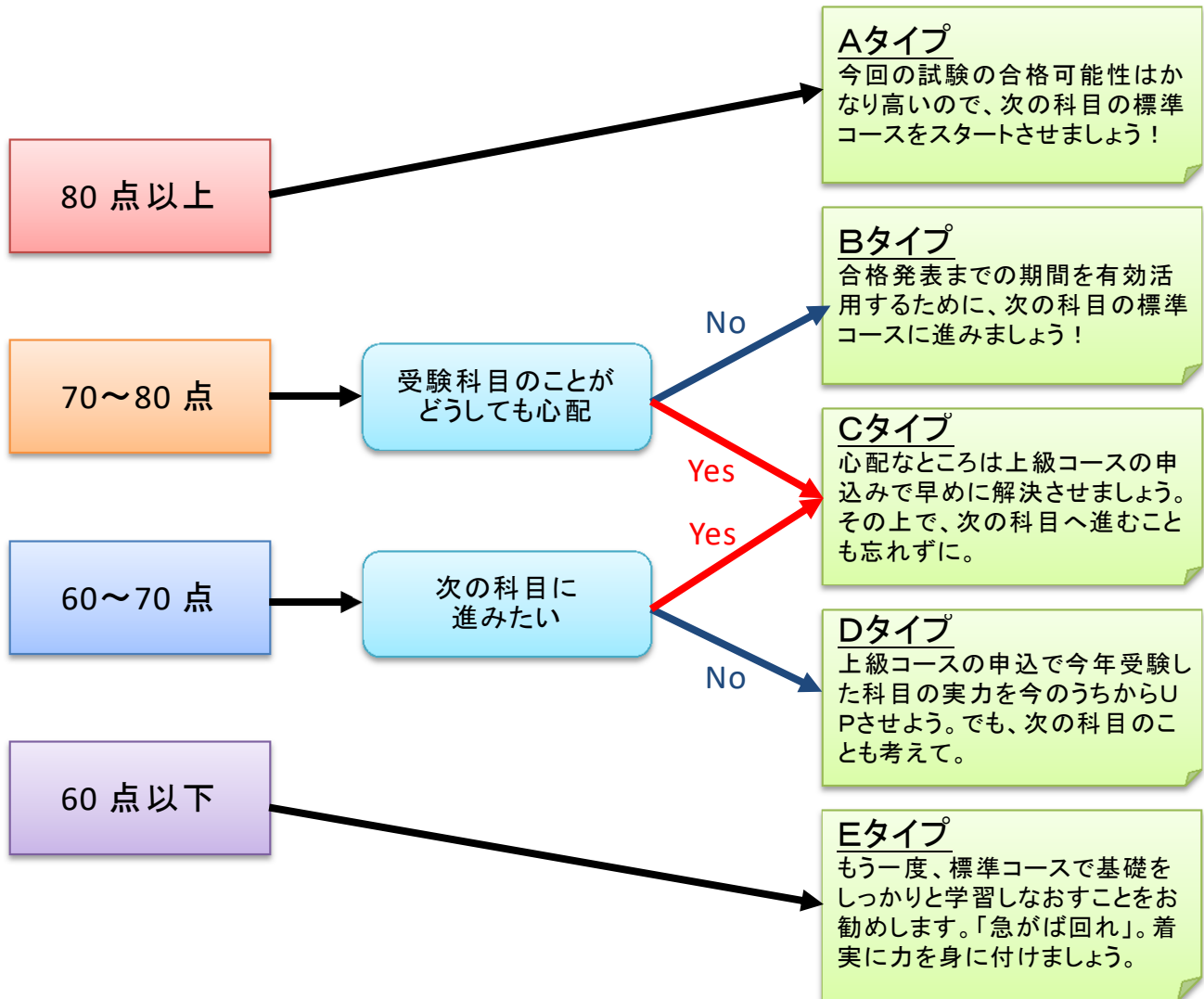
以下、合格ボーダーライン及び【合格確実ライン】の予想点です。

第一問（理論 50 点）		第二問 （計算 50 点）	合 計
問1／30点	問2／20点		
20点【26点】	8点【12点】	35点【42点】	63点【80点】

# 第71回税理士試験受験に向けたコース案内

第70回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験も終わり、第71回税理士試験受験に向けた準備のスタートです。第71回税理士試験受験に向けた科目選択やコース選択の悩みを解消するため、フローチャートで確認してみてください。

なお、下記に示す点数は、解答速報の予想配点に基づくものになります。



第71回税理士試験に向けた受験講座は、令和2年9月より開講しております。

みなさんの合格へのサポートを経験豊富な講師陣を中心に行っていきます。皆様のご受講、心よりお待ちしております。

なお、ご受講をまだご検討中の方や受験科目の選択に悩まれている方は、講師や事務局にご遠慮なくご相談くださいませ。

税理士講座講師・事務局スタッフ一同

# 第71回税理士試験対策 WEB 講座のご案内

第70回税理士試験の受験お疲れ様でした。今年の本試験が終わると、多くの方は来年度、第71回税理士試験受験に向けた準備を始められることと思います。

ネットスクールでは、8月後半より2021年度(第71回)税理士試験に向けた科目選びや講座選びに役立つイベントをYouTubeで無料配信します。来年度の税理士試験に向け、ぜひご覧下さい。

## 第71回税理士試験対策 WEB 講座無料イベントスケジュール

※都合により予告なく変更となる場合がございます。ご了承ください。

### 【無料説明会】

各科目の概要やWEB講座の特長・学習スタイルなどを生配信でお伝えします(国税徴収法は録画配信のみとなります)。リアルタイムでご覧の場合、YouTubeのチャット機能を通じた先生への相談も可能です。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	8月24日(月)20:00~
消費税法	8月26日(水)20:00~
法人税法	8月25日(火)20:00~
相続税法	8月28日(金)20:00~
国税徴収法	8月28日(金)公開予定

### 【無料オリエンテーション】

開講に先立ち、科目別の効率的な学習方法や心構えをお伝えします。WEB講座の受講の参考にして頂くよう、受講生に向けたオリエンテーションの様子を収録し、YouTubeにて公開いたします。

科目	配信日程
簿記論・財務諸表論	9月1日(火)公開予定
消費税法	9月3日(木)公開予定
法人税法	9月4日(金)公開予定
相続税法	9月7日(月)公開予定
国税徴収法	9月4日(金)公開予定

### 【無料体験講義】

各科目の初回OUTPUT講義の様子も、YouTubeで公開します。ぜひ、実際の講義を体験してみてください。

科目	配信日程
簿記論	9月8日(火)公開予定
財務諸表論	9月11日(金)公開予定
消費税法	9月11日(金)公開予定
法人税法	9月11日(金)公開予定
相続税法	9月11日(金)公開予定
国税徴収法	9月23日(水)公開予定



#### ★オンラインでどこでも学習OK

インターネットに繋がる環境があれば、自宅にいな

#### ★後からでも、何度でも受講OK

講義はすべて録画しているため、受講期間内であ

#### ★スマホ・タブレットにダウンロードOK

モバイル端末に講義をダウンロードすれば、通信料を気にせず、外出先でも学習できます。

資料請求は  
こちら



イベントやWEB講座の詳細、受講のお申込はネットスクールホームページをご覧ください。

<https://www.net-school.co.jp/> または『ネットスクール』で検索!